

熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

蒸し暑い環境

- ・高温多湿で無風の屋外作業
- ・空調設備のない屋内での作業
- ・工作機械等が密集している工場内
- ・炎天下・照り返しのある場所

身体負荷の高い作業

- ・身体全体の筋力を使う作業
- ・長時間にわたる作業
- ・自己判断で休憩が取れない作業
- ・飲料を摂取しづらい作業

体調が良くない

- ・寝不足
- ・下痢(脱水状態)
- ・二日酔い
- ・持病(糖尿病・心臓病等)

休憩場所がない



管理体制に不備

熱中症

予防対策グッズ未使用



体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

必ず実施!!

職場における熱中症対策

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました。

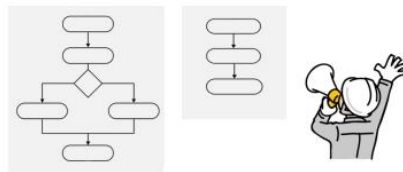
熱中症の恐れがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の3つのアクションが事業者には義務付けられています。

報告体制の整備



重篤化を防ぐ手順作成

それぞれの現場の実情にあった手順を考える



関係作業員への周知



※
対象となるのは「**WBGT28度以上**または**気温31度以上**の環境下で
連続1時間以上または**1日4時間**を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合

※暑さ指数(湿球黒球温度:Wet Bulb Globe Temperature)
人体と外気との熱収支に与える影響の大きい①湿度、
②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り
入れた指標(単位は℃)。



詳しくはこちら
厚生労働省「職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

重大労働災害が発生した際は「重大災害発生報告書」をご提出ください。類似災害防止策の検証に役立てます。
詳しくは製造産業部門まで